

< 参 考 资 料 >

殿

東京都副知事

長谷川 明

多羅尾 光 睦

梶 原 洋

令和 2 年度予算の見積りについて（依命通達）

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ等に伴う需要変動、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響など、今後の景気動向には、引き続き注視が必要である。

また、歳入の根幹を成す都税収入は、現在は堅調に推移しつつあるものの、令和元年度税制改正において、地方法人課税における不合理な制度見直しが新たに講じられることとなり、令和 2 年度以降、都財政に大きな影響が生じるなど、その先行きは予断を許す状況にない。

こうした中、今日の都政には、未来への跳躍台とするべき東京 2020 大会を確実な成功へと導き、次世代へと継承するレガシーを創り上げるとともに、大規模地震への備え、年々激しさを増す豪雨や猛暑への対策、2025 年以降の人口減少や更なる少子高齢化への対応、高齢運転者による交通事故の防止や待機児童の解消など、誰もが安心して暮らし、いきいきと活躍できる社会を築くための施策を着実に推進していくことが求められている。

加えて、「国際金融都市・東京」の実現、起業・創業やイノベーションの活性化、東京の重要な成長戦略である観光振興など、東京の「稼ぐ力」に更に磨きをかけ、我が国の経済を力強く牽引していくとともに、「ゼロエミッション東京」の実現や気候

変動対策、共存共栄に向けた全国との連携など、東京、ひいては日本全体の持続的成長につながる施策を積極的に展開していかなければならない。

こうした課題の解決に向けた施策を積極果敢に展開するとともに、東京が成長を生み続ける成熟都市として更なる進化を図っていくためには、Society5.0の社会実装に向けた取組など、都民生活の豊かさを向上させるとともに、生産性を飛躍的に高め、潜在成長力の強化にもつながる、AI、IoT、5Gなどの第4次産業革命の技術革新をいち早く取り込んでいくことが重要である。

さらには、各局が緊密に連携して知恵を絞ることに加え、行政にない発想の一層の活用を進めるとともに、戦略的視点から施策を改めて見直し、創意工夫を凝らしてより一層無駄の排除を徹底することで、施策展開の基盤となる財政対応力を中長期的に堅持していくことが不可欠である。

このため、大学研究者、都民及び職員による事業提案制度により、東京に集積されている知を都の政策立案へと活用していくとともに、これまで着実に成果を積み上げてきた事業評価の更なる深化を図り、一つひとつの施策の効率性や実効性の向上につなげていく。

令和2年度予算は、東京2020大会を確実に成功させ、東京が世界で輝き続ける未来を創る予算として、

第一に、東京2020大会を確実な成功へと導き、次世代へと継承するレガシーを創り上げること

第二に、都政が直面する諸課題に迅速かつ的確に対応するとともに、Society5.0の実現に向けた施策など、東京が成長を生み続ける成熟都市として進化を図るための取組を積極果敢に進めること

第三に、将来にわたる施策展開を支えるため、都政改革を更に進め、ワイズ・スペンディング（賢い支出）の視点により無駄の排除を徹底するなど、財政基盤をより強固なものとするを基本として編成することとする。

したがって、令和2年度予算の見積りに当たり、各局は、この方針の下、下記により予算見積書を作成し、別に定める期日までに提出されたい。

この旨、命によって通達する。

記

1 令和2年度予算は、東京2020大会を確実な成功へと導き、次世代へと継承するレガシーを創り上げると同時に、都政が直面する諸課題に迅速かつ的確に対応するとともに、Society5.0の実現に向けた施策など、東京が成長を生み続ける成熟都市として進化を図るための取組を積極果敢に推進し、さらには将来にわたる施策展開を支えるため、都政改革を更に進め、ワイズ・スペンディング（賢い支出）の視点により無駄の排除を徹底するなど、財政基盤をより強固なものとするため、以下に掲げる方針に基づき、経費の見積りを行うこと。

(1) 都の行う全ての施策及びその実施体制について、事後検証を一層強化し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を厳しく吟味するとともに、抜本的な対策が必要な課題に対しては直ちに対応を図るなど、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、引き続きコストの縮減を図るとともに、質の確保やサービスの向上の観点も踏まえつつ、過去の決算や執行状況について徹底した分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえた見積りとする

こと。
事業評価については、事業実施に必要な経費と、それにより期待できる社会的・経済的便益とを比較検証するコスト・ベネフィット分析の視点を踏まえた評価など、これまで進めてきた取組を不断に実施することはもとより、ICTの導入に当たり、費用対効果の検証とともに、実効性確保の視点を含めた評価を実施するなど、その取組の更なる強化を図ること。

(2) 「重点政策方針2019 未来への投資～人が輝く東京に向けて～」に基づく積極的な取組をはじめ、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」を着実に推進させる政策の展開（長期戦略ビジョン（仮称）の早期の具体化を図る取組を含む）については、「長期戦略ビジョン（仮称）等の策定について（依頼）」（令和元年7月19日付31政計第100号）に基づき、事業案を作成し、必要な経費を要求すること。

なお、事業案のうち、戦略政策課題をはじめ、新規・拡充を行うものについてはシーリングの枠外とするが、要求に当たっては、「2020年に向けた実行プラン事業実施状況調査」の結果を踏まえるとともに、政策目標に

対するこれまでの取組の状況や新たな施策展開に対する事業の効率性・実効性等について、事業評価の取組を強化すること等により、十分に分析・検証を行うこと。

(3) 「2020 改革」の取組に係る事業については、「2020 改革プラン～これまでの取組の成果と今後の進め方～（平成 30 年度改定）」に基づき、業務の効率化、生産性向上といった視点及び各局の自己点検による目標の達成状況等の検証並びに事業評価の取組を通じた事後検証を踏まえ、不断の見直しを行うとともに必要な経費を見積もること。

(4) 大学研究者、都民及び職員による事業提案制度については、東京に集積されている知や都民・職員の意見を都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出に資する政策立案及び事業構築に活かすという制度の趣旨を踏まえ、各局において積極的に対応を図ること。

なお、令和元年度に事業化した大学研究者による事業提案のうち、計画に基づく 2 年目の事業及びこれまでに事業化した都民による事業提案のうち、分析・検証を行い更なるレベルアップを図っていく事業については、シーリングの枠外とする。

(5) 経費については、別紙の基準に基づいて区分し、所要額を見積もること。

なお、特例的取扱いを別紙のとおり定めるので、各局において、事業見直しや歳入の確保などを積極的に行うこと。

ア 義務的経費については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査した上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

イ 自律的経費については、経常的・定型的な事業に対し、各局が分析・検証を通じた自主的・自律的な見直し・再構築を行い、各局の責任において規模・単価等積算根拠を十分精査した上で、原則として令和元年度予算額の範囲内で過去の決算等を踏まえて所要額を見積もること。

ウ 政策的経費については、事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担はもとより、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠についても十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

なお、原則として令和元年度予算額の範囲内とするが、これにより難

いときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

エ 指定事業については、別途財務局が指定することとし、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査し、事前に財務局と調整の上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

(6) 全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底して行うことで、一層の無駄の排除や事業の有効性・実効性の確保につなげていくこと。

(7) 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性などを厳しく見極めるとともに、施策のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直し・再構築を前提として、都政の重要課題への集中的な対応に向けて、後年度の負担を明らかにした上で必要な経費を見積もること。

2 職員定数については、事務事業の必要性などを厳しく吟味するとともに、事業評価による検証なども強化しながら、民間活力をより一層活用するなど、業務執行方法の不断の見直しを図り、解決すべき重要課題にマンパワーをシフトするなど、職員配置の最適化を進めること。

あわせて、業務を着実に遂行する観点から、多様な人材の確保・活用を進めながら、重層的で機動性の高い執行体制を構築すること。

3 東京都政策連携団体については、「都庁グループ」の一員として、新たな都政課題や都民ニーズに的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、都の施策や団体を取り巻く環境の変化に応じて、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、多様な視点から経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、政策連携団体に対する財政支出については、事業評価の取組を強化し、都事業としての事業効果や効率性を高めるとともに、団体で実施する妥当性等についても検証の上、適切に評価を行うこと。

また、政策連携団体の経営の効率化、自立化の促進及び都と政策連携団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

なお、事業協力団体に対する財政支出についても、事業評価の取組を通じた事後検証を踏まえ、内容や方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

4 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、区市町村や民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。

また、都から区市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ること。

5 庁舎など施設の新築、改築及び改修等については、「第二次主要施設10か年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方にに基づき、あらゆる施設について、事業の在り方を踏まえた整備の必要性を検証するとともに、東京2020大会時に使用した設備等の再利用を検討するなど手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を見積もること。

事業用地の先行取得に係る経費については、事業そのものの必要性などを十分検証した上で要求すること。

また、施設の管理運営等において、既存施設も含め、事業評価の取組を強化し、民間活力を適正かつ積極的に活用するなど、効率的な執行体制の実現に努めること。

6 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の観点から、費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

7 国際会議への参加、海外他都市等への現地調査及び職員からの企画提案等による海外での調査研究については、職員の視野を広げ、先進事例を学ぶことにより都における新たな施策展開につながるため、積極的に検討を図ること。

なお、その経費及び国際競争力強化プロジェクトで得られた知見等を施策に反映させる経費については、シーリングの枠外とするが、要求に当たっては、効率性・実効性等について十分に分析・検証を行うこと。

8 「東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン～職員誰もが生活と仕事の調和を実現できる「都庁働き方改革」の推進～」の趣旨を踏まえ、

超過勤務の縮減に引き続き努める一方で、時間外勤務手当については、実績等を踏まえて適切に見積もること。

9 歳入の見積りに当たっては、財源の的確な把握はもとより、事業評価の取組を強化した上で、更なる収入確保を図ること。

(1) 都税収入については、引き続き徴税努力を行い、徴収率の一層の向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

(2) 国庫支出金については、国の経済・財政一体改革や予算編成の動向を踏まえつつ、都にとって不合理な制度設計や運用等のないよう関係省庁に対し、強く求めるとともに、都の施策実施上、真に必要と認められるものに関して、積極的な確保に努めること。

(3) 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、原価計算に基づき見直しを行うこと。

(4) 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、収入の確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ることにより、収入の確保に努めること。

(6) 集中的・重点的な財源投入により、積極的に施策展開を行う取組については、充実可能な基金の活用にも努めること。

10 予算の見積りに当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証すること。

11 公営企業管理者においては、所管事業の経営状況を的確に踏まえ、更なる企業努力の徹底により、事務事業や執行体制について不断の検証を徹底し、職員定数の一層の見直しを進めるなど、経費を十分に精査し、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

別 紙

区 分	経 費 の 内 容
義務的経費	<p>予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、基礎的計数の精査により経費が積算されるもの</p> <p>① 給与関係費（時間外勤務手当等を除く。）</p> <p>② 公債費及び過年度分利子補給経費</p> <p>③ 税連動経費及びこれに準ずる経費</p>
自律的経費	<p>予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、各局がその責任において自律的に取り組むべき事務事業に要する経費</p> <p>① 管理事務費、施設運営事務費、維持管理費（情報システム経費を含む。ただし、システムの改善に要する経費は除く。）、法令運用事務経費その他経常的・定型的な経費</p> <p>② 投資的経費のうち、その内容が経常的・維持補修的なもの</p>
政策的経費	<p>事務事業の構築や予算額の算定に当たって、政策的判断を要する経費</p>
指定事業	<p>一定以上の規模を有し、その性質上シーリングになじまないと考えられる事業のうち、別途財務局が指定するもの</p>

【特例的取扱い】

- ① 特定財源が事業費と同額又はこれを上回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。
- ② 特定財源が確実に増となると見込まれることにより、一般財源が前年度と同額又はこれを下回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。

- ③ 人員削減を伴う事業の見直しを行った場合には、人件費を含めた事業見直しによる効果分について、シーリングによる削減分として取り扱うことができる。

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、通商問題をめぐる緊張、中国経済の先行き、英国の EU 離脱等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ等に伴う需要変動など、今後の景気動向には引き続き注視が必要である。

また、歳入の根幹を成す都税収入は、現在は堅調に推移しつつあるものの、令和元年度税制改正において、地方法人課税における不合理な制度見直しが新たに講じられ、令和 2 年度以降、都財政に大きな影響が生じるなど、その先行きは予断を許す状況にない。

こうした中、今日の都政には、未来への跳躍台とするべき東京 2020 大会を確実に成功させ、次世代へと継承するレガシーを創り上げるとともに、大規模地震や台風など災害への備え、年々激しさを増す猛暑への対策、人口減少や更なる少子高齢化への対応、高齢運転者による交通事故の防止や待機児童解消など、誰もが安心して暮らし、いきいきと活躍できる社会を築くための施策を着実に推進していくことが求められている。

加えて、「国際金融都市・東京」の実現、起業・創業やイノベーションの活性化、東京の重要な成長戦略である観光振興など、東京の「稼ぐ力」に更に磨きをかけ、我が国の経済を力強く牽引していくとともに、「ゼロエミッション東京」の実現や気候変動対策、共存共栄に向けた全国との連携など、東京、ひいては日本全体の持続的成長につながる施策を積極的に展開していかなければならない。

こうした課題の解決に向けた施策を積極果敢に展開するとともに、東京が成長を生き続ける成熟都市として更なる進化を図っていくためには、Society 5.0 の社会実装に向けた取組など、都民生活の豊かさを向上させるとともに、生産性を飛躍的に高め、潜在成長力の強化にもつながる、AI、IoT、5Gなどの第 4 次産業革命の技術革新をいち早く取り込んでいくことが重要である。

このように、今、進行しつつある変化・変革に、正面から向き合うことが求められる中、都がなすべきことは、『『未来の東京』戦略ビジョン』に掲げる 2040 年代の東京の姿を目指し、「成長」と「成熟」が両立した東京を実現していくことであり、同時にそのための施策の着実な実施を可能とする、強固で弾力的な財政基盤を確保していくことである。

このため、大学研究者、都民及び職員による事業提案制度により、東京に集積されている知を都の政策立案へと活用していくとともに、これまで着実に成果を積み上げてきた事業評価の更なる深化を図り、一つひとつの施策の効率性や実効性の向上につなげていく。

その上で、中長期的な財政見通しの下に、都債や基金を計画的かつ戦略的に活用し、将来にわたって安定的な財政対応力を堅持するとともに、東京が直面する諸課題の解決と成

長創出に向けて積極果敢に取り組んでいく。

令和2年度予算は、東京2020大会を確実に成功させるとともに、「成長」と「成熟」が両立した、輝ける「未来の東京」を創る予算として、

- 1 東京2020大会を確実な成功へと導き、次世代へと継承するレガシーを創り上げること
- 2 都政が直面する諸課題に迅速かつ的確に対応するとともに、Society 5.0の実現に向けた施策など、東京が成長を生き続ける成熟都市として進化を図るための取組を積極果敢に進めること
- 3 将来にわたる施策展開を支えるため、都政改革を更に進め、ワイズ・スペンディング（賢い支出）の視点により無駄の排除を徹底し、財政基盤をより強固なものとする

を基本として、下記により編成することとする。

記

- 1 東京2020大会の開催準備経費を計上するとともに、東京が成長を生き続ける都市として進化を図るための取組に財源を重点的に配分する。

また、「重点政策方針2019 未来への投資～人が輝く東京に向けて～」に基づく積極的な取組や『未来の東京』戦略ビジョンの令和2年度事業費については、確実に計上する。

- 2 都の行う全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底するなど、スクラップ・アンド・ビルドの視点から、必要な見直し・再構築を行った上で、所要額を計上する。

経費の計上に当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、これまで以上に創意工夫を凝らすとともに、過去の決算や執行状況を徹底的に分析・検証し、事業の評価や実績を踏まえたものとする。

なお、事業評価については、事業実施に必要な経費と、それにより期待できる社会的・経済的便益とを比較検証するコスト・ベネフィット分析の視点を踏まえた評価など、これまで進めてきた取組を不断に実施するとともに、事後検証を徹底して行うことで、一層の無駄の排除や事業の有効性・実効性の確保につなげていく。併せて、ICTの導入に当たり、費用対効果の検証とともに、実効性確保の視点を含めた評価を実施するなど、その取組の更なる強化を図る。

- (1) 経常経費のうち、自律的経費の計上については、各局の責任において見直し・再構

築を行い、十分に精査する。それ以外の経費についても、前項の趣旨に則った精査を行う。

(2) 投資的経費については、重点的かつ計画的な事業量確保と事業執行の平準化を図っていく。

施設建設等については、「第二次主要施設 10 か年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方にに基づき、事業のあり方、必要性などを検証するとともに、手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を計上する。

なお、民間活力の活用を積極的に図ることなどにより、建築・土木コストの適正化に努める。

3 「2020 改革」の取組に係る事業については、「2020 改革プラン～これまでの取組の成果と今後の進め方～（平成 30 年度改定）」に基づき、業務の効率化、生産性向上といった視点及び各局の自己点検による目標の達成状況等の検証並びに事業評価の取組を通じた事後検証を踏まえ、不断の見直しを行うとともに所要額を計上する。

また、「新たな都政改革」の取組に係る事業については、「新たな都政改革ビジョン」に基づき、所要額を計上する。

4 大学研究者、都民及び職員による事業提案制度については、東京に集積されている「知」や都民・職員の意見を都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出に資する政策立案及び事業構築に活かすという制度の趣旨を踏まえ、各局において積極的に対応を図り、所要額を計上する。

5 組織定数については、引き続き効率的な執行体制の整備のため必要な見直しを行うとともに、「『未来の東京』戦略ビジョン」に掲げる重要課題等に的確に対応するため必要な体制・人員を措置する。

6 政策連携団体については、「都庁グループ」の一員として、新たな都政課題や都民ニーズに的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行う。併せて、経営の効率化、自立化の促進及び都と政策連携団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。

また、政策連携団体以外の団体に対する財政支出についても、事業評価の取組などを通じ、内容や方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。

7 区市町村に対しては、地方分権を推進する観点から、役割分担を一層明確化し、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図る視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図る。

8 都税については、今後の経済動向等を的確に見通した上で、税制改正による影響等を含め、年間収入見込額を計上する。

- 9 都債については、将来の財政負担と発行余力の確保に配慮して抑制を基調とし、投資的経費等の財源として適切に活用する。
- 10 基金については、3つのシティ実現に向けた施策展開に必要な財政需要への対応を図るとともに、中長期的な政策展開への備えにも配慮しつつ、戦略的な活用を図る。
- 11 国庫支出金については、積極的な確保に努めることとし、国の予算編成の動向を踏まえ、年間で示見込額を計上する。
- 12 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から見直しを行い、都民生活への影響等にも配慮しつつ、所要の改定を行う。
- 13 予算の編成に当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証した上で、所要額を計上する。
- 14 特別会計（準公営企業会計を含む。）については、一般会計と同一の基調に立って、過去の決算や執行状況、事業効果などを踏まえた評価を行うとともに、会計設立の趣旨などを改めて検証した上で、所要額を計上する。

殿

東京都副知事

長谷川 明

多羅尾 光 睦

梶 原 洋

宮 坂 学

令和2年度予算の執行について（依命通達）

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にある。また、新型コロナウイルス感染症が内外経済を更に下振れさせるリスクや、金融資本市場の変動など、今後の景気動向には、最大限の注視が必要である。

一方、歳入の根幹をなす都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、景気動向の影響を大きく受ける構造的な宿命にあることに加え、令和元年度税制改正において、地方法人課税における新たな偏在是正措置が講じられ、都財政への影響が拡大することが見込まれるなど、その先行きは予断を許す状況にない。

こうした中、今日の都政には、学校、家庭、職場などの都民生活にも大きな影響が生じている新型コロナウイルス感染症への対策や、東京2020大会の延期への対応など、喫緊の課題に的確に対処していくことに加え、豪雨災害、大規模地震などの災害への備え、人口減少や更なる少子高齢化への対応など、誰もが安心して暮らし、いきいきと活躍できる社会を築くための施策を着実に推進していくことが求められている。

加えて、「国際金融都市・東京」の実現、起業・創業やイノベーションの活性化など、東京の「稼ぐ力」に更に磨きをかけ、我が国の経済を力強く牽引していく取組や、「ゼロエミッション東京」の実現など、東京、ひいては日本全国の持続的成長につながる施策を積極的に展開していくとともに、Society 5.0の社会実装に向けた取組など、AI、IoT、5Gなどの第4次産業革命の技術革新にいち早く取り組んでいく

必要がある。

このような状況にあつて、都がなすべきことは、新型コロナウイルス感染症対策など喫緊の課題への対応はもちろんのこと、『『未来の東京』戦略ビジョン』に掲げる2040年代の東京の姿を目指し、「成長」と「成熟」が両立した東京を実現していくとともに、その実現に向けた施策の着実な実施を可能とする、強固で弾力的な財政基盤を堅持していくことである。

令和2年度予算の執行に当たっては、予算に計上した施策の効果を早期に発現させるため、施策目的の趣旨に沿って速やかに執行を図り着実に実施する必要がある。加えて、社会経済情勢が不透明感を増す中、都政が、都度直面する課題に対し、一つひとつ、時機を逸することなく、柔軟かつ的確に対応していかなければならない。

さらに、予算の執行過程においても、事業評価などを通じ、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを不断に行い、一つひとつの事業の効果が最大限に発揮されるよう、従来にも増して創意工夫を凝らし、賢い支出に努めることが一層重要となる。そして、これらの取組による改善の方策については、令和2年度予算の執行のみならず、令和3年度予算編成にも確実に反映させていかなければならない。

よって、貴職におかれては、現下の都財政の状況と課題を職員に十分周知徹底し、下記の事項に留意の上、予算の執行に万全を期されたい。

この旨、命によって通達する。

記

第1 全般的事項

1 都の行う全ての事業について、予算執行の過程においても、事業評価の取組などを通じ、施策の効率性や実効性をより一層高める努力や工夫を徹底して行い、導き出された改善の方策等を事業計画や執行などに的確に反映していくこと。

また、事業評価の取組については、歳出はもとより、歳入や特別会計（準公営企業会計を含む。）についても、多面的な検証を行い、その結果を執行、歳入確保などに的確に反映していくこと。

2 「2020改革」及び「新たな都政改革」の取組に係る事業については、「2020改革プラン（平成30年度改定）」及び「新たな都政改革ビジョン」に掲げられた改革の基本理念や手法などを十分踏まえ、その取組の成果を予算の執行などに的確に反映していくこと。

3 予算の執行に当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について十分に検証し、その結果を的確に反映していくこと。

第2 歳出について

1 「令和2年度予算編成方針」を基本に、効率的な予算執行の観点から更に精査を行った上で、年間執行計画を策定するとともに、「重点政策方針2019 未来への投資～人が輝く東京に向けて～」に基づく積極的な取組や『未来の東京』戦略ビジョン」に掲げるプロジェクトを推進する取組など、予算に計上した事業について、時機を逸することなく早期執行を図るとともに、その目的が確実に達成できるよう着実な執行を図ること。

2 事業の実施に当たっては、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう、その経済性、効率性を確保することはもとより、都民ファーストの視点に立ち、あらゆる創意工夫により経費の一層の節減と都民サービスの更なる向上を図るなど、

各局の責任の下で不断の見直しを行うこと。

- 3 投資的経費については、豪雨災害対策や無電柱化の推進など災害に強いまちづくり、都市機能を進化させる骨格幹線道路等のインフラ整備などに対し重点的に財源を配分したところであるが、執行に当たっては、市場の動向を踏まえ予定価格を適正に設定するとともに、品質確保の観点にも配慮しつつ、迅速な事業着手と施工時期等の平準化など計画的な事業執行に努めること。

なお、国庫補助事業については、都への配分状況に十分留意すること。

- 4 東京2020大会の開催準備について、延期への対応も含め、取組を着実かつ効果的に推進するなかで、予算執行の過程においても、継続的にコスト縮減を図るなど、不断の見直しを行うこと。

また、共同実施事業については、共同実施事業管理委員会において、経費精査やコスト管理、執行統制の強化等を行うことはもとより、更なるコスト縮減に向けた取組を徹底すること。

- 5 政策連携団体については、多様な視点から経営改革を進めるとともに、効率的かつ効果的な事業執行を図るよう、適切な指導監督を行うこと。

なお、政策連携団体を通じて実施している都事業についても、引き続き事業評価を行い、これまでの取組状況、成果等の分析・検証を進め、その結果を執行などに的確に反映していくこと。

また、政策連携団体以外の団体を通じて実施している都事業についても事業評価を行い、その結果を執行などに的確に反映していくこと。

- 6 不測の事態に備えるとともに、経費の更なる効率的執行を図るため、局において必要な経費の一部を保留すること。

第3 歳入について

- 1 都税収入については、経済の動向に留意しつつ、課税対象を的確に把握し、脱漏のないように努めることはもとより、区市町村との連携や機動的な組織運営によって、より一層滞納整理を促進するなど、税収確保に向け

た取組を推進すること。

- 2 国庫支出金については、都市基盤の整備をはじめ、ハード・ソフト両面において首都東京が推進すべき取組の重要性を踏まえ国に十分な働き掛けを行い、需要に応じた配分が得られるよう努めること。

また、関係省庁に対し、財源調整措置の廃止など国庫支出金制度の改善合理化について引き続き強く要望することで、国庫補助金の内示に際し、不交付団体に対する特別な調整を行うことのないよう働き掛けること。

- 3 その他の収入についても、予算計上額を確保することはもとより、引き続き事業評価を行い、更なる収入確保の取組を進めることで、増収に向けて最大限の努力を図っていくこと。

また、貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ること。

第4 特別会計

特別会計（準公営企業会計を含む。）については、施策の効率性・実効性を一層向上させる観点から、引き続き事業評価を行い、その結果を執行などに的確に反映させていくこと。

第5 予算関係事案の処理について

- 1 予算関係事案のうち、次の各号のいずれかに該当するものを決定しようとする場合は、財務局に協議すること。

（1）次に掲げるものに係る事案

ア 都政運営に関する一般方針の確定

イ 都が執行すべき事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定、変更及び廃止

ウ 成立した予算に係る事務事業についての基本的執行方針の決定

エ 成立した予算に係る局の事務事業についての執行計画の設定、変更及び廃止

- (2) 委託料の支出に係る事案のうち、調査委託等で別に財務局長が指定する事案
- (3) 落札差金及び設計差金の使用に係る事案
- (4) 用地会計による用地取得に係る事案
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別に財務局長が指定する事案

2 財務局への協議は、知事決定事案については財務局長、局長決定事案については財務局主計部長、部長又は課長決定事案については財務局主計部各課長（財政課長、予算各課長及び公債課長）に対して行うこと。

使用料・手数料の改定等

1 一般会計

(1) 改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。

このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

(2) 改定等に当たっての考え方

- ① 原則として2年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- ② 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- ③ 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、原則、倍率1.5倍を限度として改定を行います。

(3) 対象条例等の数及び影響額

区 分	対象条例等の数	影響額(億円)	
		初年度	平年度
料 額 の 改 定	12	5.8	5.8
料 額 の 新 設	6	0.0	0.1
合 計	18	5.8	5.9

(4) 主な改定等項目

① 料額を改定するもの

○ 都道の占用料

第一種電柱（1本・年額）

市

1,480円 → 1,490円

看板（表示面積1㎡・年額）

特別区（一級地）

37,200円 → 38,000円

※特別区（一級地）：千代田、中央、港、新宿、文京、台東、渋谷及び豊島の8区

○ 霊園施設の使用料

多磨霊園 一般埋蔵施設（1㎡）

900,000円 → 922,000円

小平霊園 芝生理蔵施設（1㎡）

866,000円 → 885,000円

○ 調理師試験手数料

6,300円 → 6,400円

② 料額を新たに設けるもの

○ 屋外広告物許可申請手数料

プロジェクションマッピング（5㎡ごと）

3,220円

※1,000㎡（644,000円）を上限とする

○ 海上公園の占用料

自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

（1㎡・月額）

1,024円

都区財政調整協議に伴う令和2年度補正予算について

1 補正理由

都区財政調整について、都提案ベースで調製した令和2年度当初予算案を、都区協議の合意内容に基づき変更する必要が生じたため。

2 令和2年度財政規模

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
一 般 会 計	億円 1 8	億円 7 兆 3, 5 4 0	億円 7 兆 3, 5 5 8
特 別 会 計	億円 1 8	億円 6 兆 1 3 4	億円 6 兆 1 5 2
公 営 企 業 会 計	億円 —	億円 2 兆 8 4 8	億円 2 兆 8 4 8
合 計	億円 3 7	億円 1 5 兆 4, 5 2 2	億円 1 5 兆 4, 5 5 9

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

3 補正の内容

○ 一般会計

歳 入	補正予算額	備 考
繰入金 [財務局]	1 8 億円	財政調整基金の取り崩し

歳 出	補正予算額	備 考
諸支出金 [総務局]	1 8 億円	特別区財政調整会計繰出金

○ 特別会計（特別区財政調整会計） [総務局]

歳 入	補正予算額	備 考
繰入金	1 8 億円	一般会計繰入金

歳 出	補正予算額	備 考
特別区交付金	1 8 億円	普通交付金 1 7 億円 特別交付金 1 億円

〈参考〉 令和2年度 都区財政調整方針（抜粋）

第一 都区間の配分割合の変更

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は、中期的には安定的なものを定める必要がある。

しかしながら、配分割合に関しては、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、今回、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%とする。

今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することとする。

令和元年度最終補正予算(追加分)及び 令和2年度補正予算(追加分)について

1 補正予算編成の考え方

【考え方】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う都民の不安解消と都民生活の安全・安心の確保に向けて、感染症対策を強化するとともに、経済活動への影響を最小限に抑えるため、以下の考え方に基づき、補正予算を編成する。

- ◆ これまで実施してきた取組に加えて、新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化に向けて、都が為すべき緊急的な取組を行う。
- ◆ 現下の状況を契機として、将来にわたる東京の安全・安心を揺るぎないものとすべく、感染症に対する今後の備えを強化する。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症による都内の産業経済への影響を最小限に留めるため、中小企業や観光産業に対して、積極的かつきめ細かな支援策を講じる。

【補正予算の柱】

- 新型コロナウイルス感染症への緊急的な対応
- 感染症に対する今後の備えの強化
- 都内産業・中小企業対策

2-1 財政規模【令和元年度最終補正予算(追加分)】

(1) 補正予算の規模

区 分	最終補正予算	令和2年 1月24日発表分	今回追加分	既定予算	計
一般会計	億円 2,524	億円 2,460	億円 64	億円 7兆4,754	億円 7兆7,278
特別会計	億円 △305	億円 △305	億円 —	億円 5兆5,505	億円 5兆5,199
公営企業会計	億円 0.1	億円 —	億円 0.1	億円 1兆9,480	億円 1兆9,480
合 計	億円 2,219	億円 2,155	億円 64	億円 1兆4兆9,739	億円 1兆5兆1,957

(2) 補正予算の財源（一般会計）

区 分	歳 出	財 政 調 整 整 金	国 庫 支 出 金
一般会計	億円 64	億円 64	億円 0.1

(注) 1 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

(注) 2 上記のほか、債務負担行為を令和元年度最終補正予算に0.4億円追加計上する。

2-2 財政規模【令和2年度補正予算(追加分)】

(1) 補正予算の規模

区 分	補正予算	令和2年 1月30日発表分	今回追加分	令和2年 1月24日発表 当初予算(案)	計
一般会計	億円 353	億円 18	億円 335	億円 7兆3,540	億円 7兆3,893
特別会計	億円 18	億円 18	億円 —	億円 6兆134	億円 6兆152
公営企業会計	億円 2	億円 —	億円 2	億円 2兆848	億円 2兆851
合 計	億円 374	億円 37	億円 337	億円 1兆4兆,522	億円 1兆5兆4,896

(2) 補正予算の財源（一般会計）

区 分	歳 出	財 政 調 整 整 金	福祉先進都市実現 基金繰入金	国 庫 支 出 金
一般会計	億円 335	億円 333	億円 1	億円 0.7

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

3 補正事項

区 分	今回補正	
	元年度	2年度
I 新型コロナウイルス感染症への緊急的な対応	3億円	6億円
相談体制の確保【福祉保健局】	0.1億円	0.5億円
検査体制の強化【福祉保健局】	3百万円	0.5億円
民間医療機関における患者受入及び移送体制の確保【福祉保健局】	0.5億円	3億円
感染症法に基づく医療費等の公費負担【福祉保健局】	1百万円	0.1億円
外国人受入対応機能の更なる強化【病院経営本部】	-	0.2億円
新型コロナウイルス感染症対策に係るテレワーク活用促進緊急支援【産業労働局】	3億円	1億円
新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る都職員のテレワーク活用促進【戦略政策情報推進本部】	5百万円	0.5億円
II 感染症に対する今後の備えの強化	0.1億円	26億円
感染防護具の備蓄【福祉保健局】	-	20億円
新型コロナウイルス等予防ワクチン開発研究の推進【福祉保健局】	-	1億円
感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制強化【病院経営本部】	0.1億円	2億円
多摩地域における感染症患者受入強化【病院経営本部】	-	0.6億円
感染症対策の強化に関する調査【総務局】	-	0.2億円
東京港における衛生管理体制の充実【港湾局】	-	0.4億円
水際対策強化のための特殊救急車(陰圧型)整備【東京消防庁】	-	1億円
III 都内産業・中小企業対策	60億円	304億円
中小企業制度融資等(融資目標額 1,000億円)【産業労働局】	60億円	298億円
緊急販路開拓助成事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	-	2億円
海外展開総合支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	-	0.5億円
総合支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	6百万円	0.2億円
インバウンド需要回復に向けた緊急観光PR【産業労働局】	0.5億円	3億円
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う区市町村観光インフラ緊急整備支援事業【産業労働局】	-	0.6億円
IV 情報発信の充実	0.3億円	2億円
新型コロナウイルス感染症対策等に関する広報【政策企画局】	0.3億円	1億円
海外メディアを活用した情報発信【政策企画局】	-	1億円
合 計	64億円	337億円

※各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

※上記のほか、「検査体制の強化【福祉保健局】」については、債務負担行為を令和元年度最終補正予算に0.4億円追加計上する。

医療提供体制の強化等にかかる補正予算について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く深刻な状況を踏まえ、以下の事項について、医療提供体制の強化及び学校臨時休業等への対応を実施するため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行う。

- ① 外来診療体制の強化
- ② 民間検査機関等を活用したPCR検査等体制の充実
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者受入体制の拡充
- ④ 重症患者に対応した医療体制の充実
- ⑤ 学校臨時休業への対応
- ⑥ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供

【補正予算の規模】

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
一 般 会 計	億円 2 3 2	億円 7 兆 3, 8 9 3	億円 7 兆 4, 1 2 6

【補正予算の財源】

区 分	歳 出	財 政 調 整	
		基 金 繰 入 金	国 庫 支 出 金
一 般 会 計	億円 2 3 2	億円 1 6 1	億円 7 1

(注)各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【補正事項】（すべて福祉保健局予算）

区 分	今回補正
① 外来診療体制の強化	8億円
診療体制の確保支援	8億円
② 民間検査機関等を活用したPCR検査等体制の充実	8億円
民間検査機関に対するPCR検査機器の導入支援	5億円
PCR検査等の保険適用に伴う自己負担分の費用負担	3億円
③ 新型コロナウイルス感染症患者受入体制の拡充	118億円
患者受入に向けた空床確保料の補助	45億円
医療従事者に対する特殊勤務手当への支援	8億円
宿泊施設活用事業	65億円
④ 重症患者に対応した医療体制の充実	73億円
入院医療体制の確保支援	67億円
体外式膜型人工肺等の整備費補助	6億円
⑤ 学校臨時休業への対応	13億円
学童クラブの午前中からの開所に上乘せ補助	10億円
臨時休業に伴う放課後等デイサービスの支援	3億円
⑥ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供	12億円
住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業	12億円
合 計	232億円

※各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

令和2年度4月補正予算について

1 補正予算編成の考え方

新型コロナウイルス感染症と都民生活や経済等への影響に対する「東京都緊急対策（第四弾）」に掲げる施策のうち、6月までに着手すべき事項について、補正予算を編成する。

【補正予算の柱】

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
- 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化
- 3 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

2 財政規模

(1) 補正予算の規模

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
一 般 会 計	3,568 <small>億円</small>	7兆4,126 <small>億円</small>	7兆7,694 <small>億円</small>
特 別 会 計	— <small>億円</small>	6兆 152 <small>億円</small>	6兆 152 <small>億円</small>
公 営 企 業 会 計	6 <small>億円</small>	2兆 851 <small>億円</small>	2兆 856 <small>億円</small>
合 計	3,574 <small>億円</small>	15兆5,129 <small>億円</small>	15兆8,703 <small>億円</small>

(2) 補正予算の財源（一般会計）

区 分	歳 出	財 政 調 整 基 金			諸 収 入
		国庫支出金	繰 入 金	基金繰入金	
一 般 会 計	3,568 <small>億円</small>	58 <small>億円</small>	3,442 <small>億円</small>	15 <small>億円</small>	54 <small>億円</small>

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

3 補正事項

区 分	今回補正
1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策	1,455 億円
感染拡大の防止に向けた取組	1,026 億円
テレビ・ラジオ・新聞広告等による都政広報【生活文化局】	4 億円
「感染拡大防止協力金」の創設【産業労働局】	960 億円
「東京都外国人新型コロナ生活相談センター」の設置【生活文化局】	0.9 億円
都立学校における新型コロナウイルス感染症対策事業【教育庁】	2 億円
区市町村立学校における新型コロナウイルス感染症対策支援事業【教育庁】	10 億円
私立学校における新型コロナウイルス感染症対策支援事業【生活文化局】	5 億円
医療機関、社会福祉施設等に提供するマスクの購入【福祉保健局】	34 億円
新型コロナウイルス感染症緊急対策設備投資支援事業【産業労働局】	10 億円
医療提供体制等の強化	129 億円
都立・公社病院における患者受入体制の強化【病院経営本部】	14 億円
宿泊施設活用事業【福祉保健局】	108 億円
医療従事者への宿泊先確保支援【福祉保健局】	6 億円
聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化【福祉保健局】	0.2 億円
区市町村と一体となった対策	300 億円
東京都区市町村振興基金の積み増し【総務局】	200 億円
「東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金」の創設【総務局】	100 億円

区 分	今回補正
2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化	2,007 億円
経済活動を支えるセーフティネット	1,990 億円
中小企業制度融資等【産業労働局】	1,964 億円
商工会・商工会議所等補助(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	2 億円
東京都中小企業振興公社による相談体制の強化(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	6 百万円
地域産業活性化に向けた緊急支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	2 億円
中小企業新戦略支援事業(団体向け)(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	1 億円
新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業(専門家派遣)【産業労働局】	2 億円
タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	7 億円
飲食事業者の業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	4 億円
総合支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	0.2 億円
総合支援事業(個人事業主向け)(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	0.2 億円
東京都BCP策定支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	0.2 億円
中小企業における危機管理対策促進事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	0.7 億円
事業承継・再生支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	0.3 億円
中小企業人材オンラインスキルアップ支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	1 億円
オンラインスキルアップ職業訓練(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	0.2 億円
文化芸術活動の幅広い支援【生活文化局】	5 億円
都民生活を支えるセーフティネット	17 億円
とうきょうママパパ応援事業の拡充(感染防止に資する取組を支援)【福祉保健局】	10 億円
中小企業従業員融資(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	7 億円
3 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組	112 億円
東京のデジタルトランスフォーメーションを加速し、直面する危機を乗り越える取組	112 億円
都立大学等におけるオンライン授業等の環境整備【総務局】	2 億円
都立学校におけるオンライン学習等の環境整備【教育庁】	9 億円
区市町村立学校におけるオンライン学習等の環境整備支援【教育庁】	12 億円
区市町村立学校における通信基盤整備支援【教育庁】	5 億円
オンライン診療・医療相談等環境整備補助事業【福祉保健局】	0.8 億円
新型コロナウイルス感染症対策に係るテレワーク活用促進緊急支援【産業労働局】	80 億円
テレワーク導入モデル体験事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	2 億円
都内区市町村とのWeb会議システムの整備【戦略政策情報推進本部】	0.5 億円
マイナンバー等を活用した迅速かつ簡潔なサービス提供手法等の検討【戦略政策情報推進本部】	0.2 億円
合 計	3,574 億円

※各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

※上記のほか、「中小企業制度融資等【産業労働局】」については、債務負担行為を190億円追加計上する。

緊急事態措置の延長等にかかる補正予算について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く深刻な状況を踏まえ、緊急事態措置の延長等に伴う対応を迅速に実施するため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行う。

【補正予算の規模】

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
	億円	億円	億円
一 般 会 計	4 4 9	7 兆 7, 6 9 4	7 兆 8, 1 4 4

【補正予算の財源】

区 分	歳 出	財 政 調 整 金	
		基 金 繰 入 金	国 庫 支 出 金
	億円	億円	億円
一 般 会 計	4 4 9	1 1 2	3 3 7

(注)各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【補正事項】

**○ 区市町村立学校におけるオンライン学習等の
環境整備に向けた緊急支援【教育庁】** **84億円**

区市町村立学校におけるオンライン学習を推進していくため、
学習用PC等が家庭にない児童・生徒に向けて、区市町村において学校配備
端末を活用してもなお不足する台数を都が緊急で貸し出すとともに、
通信料等を支援

○ 小学生向けの生活・学習番組の放映【教育庁】 **2億円**

臨時休業中の子供たちの生活や学習の習慣付けを支援するため、
小学生向けテレビ番組「TOKYOおはようスクール」を引き続き放映

○ 学童クラブの午前中からの開所に上乗せ補助【福祉保健局】 **20億円**

学童クラブを午前中から開所する場合の運営費について、都独自に補助

○ 臨時休業に伴う放課後等デイサービスの支援【福祉保健局】 **6億円**

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用増に対応

○ 生活福祉資金貸付事業補助【福祉保健局】 **337億円**

新型コロナウイルス感染症の発生による休業等により、
一時的な資金需要に対応する特例貸付（緊急小口・総合支援資金）について、
申込みが増加していることから、当面必要となる原資を追加で計上

令和2年度予算概要

令和2年6月発行

印刷物規格表第2類

印刷番号(2)4

編集・発行 東京都財務局主計部財政課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5388-2669

印刷 株式会社 まこと印刷